

施策目標個票

(国土交通省26-③)

施策目標	総合的なバリアフリー化を推進する。	
施策目標の概要及び達成すべき目標	高齢者、障害者を含むすべての人々が安心して生活することができるよう、一体的・総合的なバリアフリー化等を推進する。	
評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分)</p> <p>④進展が大きくない</p> <p>(判断根拠)</p> <p>主要な業績指標である12(③～⑥)、⑦(ii)(iii)を除く、13について、平成25年度までの実績値及び平成22年度からのトレンドを延長すると、7つの指標で目標達成に向けた成果を示しており、また、13-②では一定の進展があると考えられる。一方で、目標に近い実績を示さなかった12-⑦(i)や13-③④があるため。</p>
	施策の分析	バリアフリー化については、旅客施設、建築物等の整備に対する補助等の支援、市町村が作成する基本構想の作成促進等により、目標達成に向けて着実に進んでいる。一方、構造等の制約により整備が困難な施設や予算不足等により整備が進まない施設がある等の課題もある。
	次期目標等への反映の方向性	目標の達成に向けて、引き続き、一体的・総合的なバリアフリー化を推進する。

	12 公共施設等のバリアフリー化率	初期値	実績値					評価	目標値
			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
	①特定道路におけるバリアフリー化率	77%(23年度)	74%	77%	81%	83%	集計中	A	約87%
	②段差解消をした旅客施設の割合	70%(21年度)	78%	81%	82%	83%	集計中	A	約85%
	③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合	89%(21年度)	92%	93%	93%	93%	集計中	A	約95%
	④障害者対応型便所を設置した旅客施設の割合	75%(22年度)	75%	78%	79%	80%	集計中	B	約88%
	⑤不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率	47%(21年度)	48%	50%	52%	54%	集計中	A	約54%
	⑥不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合	14%(21年度)	17%	18%	12%	14%	集計中	B	22%
	⑦園路及び広場、駐車場、便所がバリアフリー化された都市公園の割合								
	(i)	約47%(22年度)	約47%	約48%	約48%	約49%	集計中	B	約54%
	(ii)	約32%(18年度)	約39%	約44%	約44%	約44%	集計中	B	約50%
	(iii)	約25%(18年度)	約32%	約33%	約33%	約34%	集計中	B	約39%
	⑧バリアフリー化された特定路外駐車場の割合	45%(22年度)	45%	47%	50.8%	53.5%	集計中	A	約58%
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—		
	13 バリアフリー化された車両等の割合	初期値	実績値					評価	目標値
			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
	①鉄軌道車両	45.7%(21年度)	49.5%	52.8%	55.8%	59.5%	集計中	A	約60%
	②ノンステップバス	-(21年度)	35.5%	38.4%	41.0%	43.9%	集計中	B	約52%
	③リフト付きバス等	-(21年度)	3.0%	3.3%	3.6%	3.9%	集計中	B	約12%
	④福祉タクシー	12,256台(22年度)	12,256台	13,099台	13,856台	13,978台	集計中	B	20,000台
	⑤旅客船	18.1%(22年度)	18.1%	20.6%	24.5%	28.6%	集計中	A	約34%
	⑥航空機	81.4%(22年度)	81.4%	86.1%	89.2%	92.8%	集計中	A	約90%(32年度)
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—		

業績指標

14 高齢者(65歳以上の者)の 居住する住宅のバリアフリー化 率(①一定のバリアフリー化)	初期値	実績値					評価	目標値
	20年	22年	23年	24年	25年	26年		27年
	37%	—	—	—	41.2%	—	B	59%
	暦年ごとの目標値	/	—	—	—	—	/	/
14 高齢者(65歳以上の者)の 居住する住宅のバリアフリー化 率(②高度のバリアフリー化)	初期値	実績値					評価	目標値
	20年	22年	23年	24年	25年	26年		27年
	9.5%	—	—	—	10.7%	—	B	18.5%
	暦年ごとの目標値	/	—	—	—	—	/	/
15 共同住宅のうち、道路から 各戸の玄関まで車椅子・ベビ ーカーで通行可能な住宅ストック の比率	初期値	実績値					評価	目標値
	20年	22年	23年	24年	25年	26年		27年
	16%	—	—	—	17%	—	B	23%
	暦年ごとの目標値	/	—	—	—	—	/	/

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求額
	当初予算(a)	39	35	37	55
補正予算(b)	0	0	0	-	/
前年度繰越等(c)	0	0	0	-	/
合計(a+b+c)	39	35	37	55	/
執行額(百万円)	29	27	/	/	/
翌年度繰越額(百万円)	0	0	/	/	/
不用額(百万円)	9	8	/	/	/

※上記のほか、社会資本整備総合交付金等(24年度:15,858億円、25年度:19,594億円、26年度:19,964億円、27年度:19,966億円)の内数がある。

学識経験を有する者の知 見の活用	国土交通省政策評価会(平成27年6月23日) <意見等> 主要な業績指標が多すぎる。 <対応方針> 御指摘を踏まえ、「代表性」「重要性」の観点から、主要指標を業績指標から選抜して評価する。
---------------------	--

担当部局名	総合政策局 関係局:道路局、住 宅局、都市局、鉄道 局、自動車局、海事 局、港湾局、航空局	作成責任者名	総合政策局 安心生活政策課 (課長 松本 勝利)	政策評価実施時期	平成27年8月
-------	---	--------	--------------------------------	----------	---------

業績指標 12

公共施設等のバリアフリー化率（①特定道路におけるバリアフリー化率、②段差解消をした旅客施設の割合、③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合、④障害者対応型便所を設置した旅客施設の割合、⑤不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率、⑥不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合）、⑦園路及び広場、駐車場、便所がバリアフリー化された都市公園の割合（（i）園路及び広場、（ii）駐車場、（iii）便所）、⑧バリアフリー化された特定路外駐車場の割合

評 価

	①目標値：約 87% （平成 27 年度） 実績値：83% （平成 25 年度） 集計中 （平成 26 年度） 初期値：77% （平成 23 年度）
	②目標値：約 85% （平成 27 年度） 実績値：83% （平成 25 年度） 集計中 （平成 26 年度） 初期値：70% （平成 21 年度）
	③目標値：約 95% （平成 27 年度） 実績値：93% （平成 25 年度） 集計中 （平成 26 年度） 初期値：89% （平成 21 年度）
①A	④目標値：約 88% （平成 27 年度） 実績値：80% （平成 25 年度） 集計中 （平成 26 年度） 初期値：75% （平成 22 年度）
②A	⑤目標値：約 54% （平成 27 年度） 実績値：54% （平成 25 年度） 集計中 （平成 26 年度） 初期値：47% （平成 21 年度）
③A	⑥目標値：22% （平成 27 年度） 実績値：14% （平成 25 年度） 集計中 （平成 26 年度） 初期値：14% （平成 21 年度）
④B	⑦（i） 目標値：約 54% （平成 27 年度） 実績値：約 49% （平成 25 年度） 集計中 （平成 26 年度） 初期値：約 47% （平成 22 年度）
⑤A	（ii）： 目標値：約 50% （平成 27 年度） 実績値：約 44% （平成 25 年度） 集計中 （平成 26 年度） 初期値：約 32% （平成 18 年度）
⑥B	（iii）： 目標値：約 39% （平成 27 年度） 実績値：約 34% （平成 25 年度） 集計中 （平成 26 年度） 初期値：約 25% （平成 18 年度）
⑦	⑧目標値：約 58% （平成 27 年度） 実績値：53.5% （平成 25 年度） 集計中 （平成 26 年度） 初期値：45% （平成 22 年度）
（i）B	
（ii）B	
（iii）B	
⑧A	

（指標の定義）

①「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年法律第 91 号。以下「バリアフリー法」という。）に規定する特定道路（※）のうち、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」（平成 18 年国土交通省令第 116 号）で定める基準を満たす道路の割合。

特定道路におけるバリアフリー化率＝

特定道路の道路延長のうちバリアフリー化された道路延長 ÷ 特定道路の道路延長

※特定道路：駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路のうち、多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する道路の区間として、国土交通大臣が指定したもの

②段差解消をした旅客施設の割合

1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上である旅客施設（鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナル）のうち、バリアフリー法に基づく「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」（平成18年国土交通省令第111号。以下「公共交通移動等円滑化基準」という。）第4条に掲げる基準に適合し、段差解消をしたものの割合。

段差解消をした旅客施設の割合＝

$$\frac{\text{公共交通移動等円滑化基準第4条を満たす1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設数}}{\text{1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上である旅客施設数}}$$

※構造上の制約等により整備が困難な旅客施設も含む

③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合

1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上である旅客施設（鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル）のうち、公共交通移動等円滑化基準第9条に掲げる基準に適合し、視覚障害者誘導用ブロックを整備したものの割合。

視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合＝

$$\frac{\text{公共交通移動等円滑化基準第9条を満たす1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設数}}{\text{1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上である旅客施設数}}$$

④障害者対応型便所を設置した旅客施設の割合

便所を設置している1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上である旅客施設（鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル）のうち、公共交通移動等円滑化基準第13条から第15条までに掲げる基準に適合し、障害者対応型便所を設置したものの割合。

障害者対応型便所を設置した旅客施設の割合＝

$$\frac{\text{公共交通移動等円滑化基準第13条から第15条までを満たした便所を設置した1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設数}}{\text{便所を設置している1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上の旅客施設数}}$$

⑤不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率

床面積2,000㎡以上の特別特定建築物（注1）の総ストック数のうち、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」（平成18年政令第379号）第11条から第23条までに定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）（注2）に適合するものの割合。

（注1）病院、劇場、ホテル、老人ホーム等の不特定多数の者または主として高齢者、障害者等が利用する建築物
（注2）出入口、廊下、階段、エレベーター、便所等の施設の構造及び配置に関する基準

不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率＝

$$\frac{\text{建築物移動等円滑化基準に適合する床面積2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストック数}}{\text{床面積2,000㎡以上の特別特定建築物の総ストック数}}$$

⑥床面積2,000㎡以上の特別特定建築物（注3）のフローのうち、「高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令」（平成18年国土交通省令第114号）に定める基準（以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。）（注4）に適合するものの割合（A/B）。

（注3）病院、劇場、ホテル、老人ホーム等の不特定多数の者または主として高齢者、障害者等が利用する建築物

（注4）出入口、廊下、階段、エレベーター、便所等の施設の構造及び配置に関する誘導的基準

※A：建築物移動等円滑化誘導基準に適合する、床面積2,000㎡以上の特別特定建築物着工件数

B：床面積2,000㎡以上の特別特定建築物着工件数

⑦バリアフリー法に規定する特定公園施設（注5）である園路及び広場、駐車場、便所が設置された都市公園のうち、各施設が都市公園移動等円滑化基準（注6）に適合した都市公園の割合。

（注5）バリアフリー法に基づき、同法政令で定める移動等円滑化が必要な公園施設

（注6）「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令」（平成18年国土交通省令第115号）で定める特定公園施設の移動等円滑化のための基準

⑧バリアフリー法に規定する特定路外駐車場（注7）のうち、路外駐車場移動等円滑化基準（注8）に適合した路外駐車場の割合。

（注7）駐車のために供する部分が500㎡以上、かつその利用に対して料金を徴収している路外駐車場のうち、道路付属物であるもの、公園施設であるもの、建築物であるもの、建築物に付随しているものを除いた駐車場。

（注8）「移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の設置に関する基準を定める省令」（平成18年国土交通省令第112号）で定める特定路外駐車場の移動等円滑化のための基準。

（分子）＝路外駐車場移動等円滑化基準に適合した路外駐車場の数

（分母）＝特定路外駐車場の数

（目標設定の考え方・根拠）

①バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（平成23年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第1号）において、平成32年度までの目標値（約100%）を設定している。これを踏まえ、現況値と平成

32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。

②③④移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度までに1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上の鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルにおいて原則として全て移動等円滑化を達成することを目指すこととしている（この場合、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行うこととする。）。これを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。

⑤移動等円滑化の促進に関する基本方針（国土交通大臣告示）において、平成32年度までの目標値（約60%）を設定している。これを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。

⑥これまでの取組と平成14年（「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（旧ハートビル法）改正）からの認定特定建築物に対する支援措置の拡充等を踏まえ、平成32年度までに2,000㎡以上の特別特定建築物のフローのうち建築物移動等円滑化誘導基準を満たす割合の目標値（30%）を設定し、これを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を案分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。

⑦移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度までに園路及び広場約60%、駐車場約60%、便所約45%を移動等円滑化することとしている。これを踏まえ、平成32年度までの中間年である平成27年度に目標の5割以上を達成することとして、園路及び広場については約54%、駐車場については約50%、便所については約39%に設定したもの。

⑧移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度までに特定路外駐車場の70%を移動等円滑化することとしている。これを踏まえ、平成32年度までの中間年である平成27年度に目標の5割以上を達成することとして約58%に設定したもの。

（外部要因）

- ②③④旅客施設の構造等
- ⑤⑥経済状況等による新規建築物着工数等

（他の関係主体）

- ①⑦地方公共団体（事業主体）
- ②③④地方公共団体（事業主体）、公共交通事業者（事業主体）
- ⑤⑥地方公共団体（事業主体）、建築事業者（事業主体）
- ⑧路外駐車場管理者

（重要政策）

【施政方針】

- ・第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）
「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」

【閣議決定】

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）
- ・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）
「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。（第4章5.）
- ・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）
住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。（第5章3.）
- ・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）
バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。（第2章1.）
- ・観光立国推進基本計画（平成24年3月30日）
バリアフリー法第3条第1項に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針に定められた目標を達成することを目指す等一体的・総合的なバリアフリー化を推進する。（第3 3.）
- ・交通政策基本計画（平成27年2月13日）
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき2011年に改訂された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に定められた現行の整備目標等を着実に実現する。

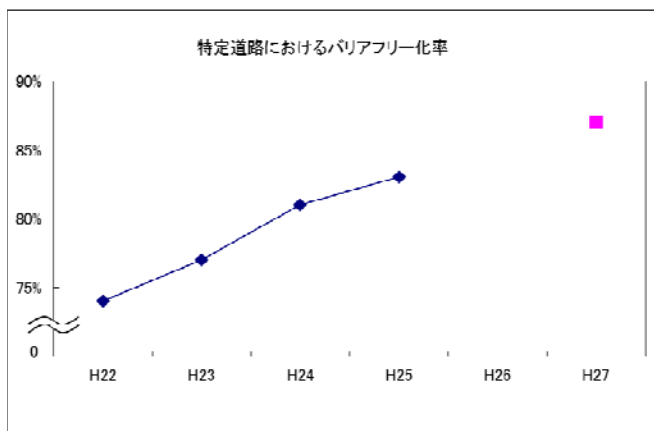
【閣決（重点）】

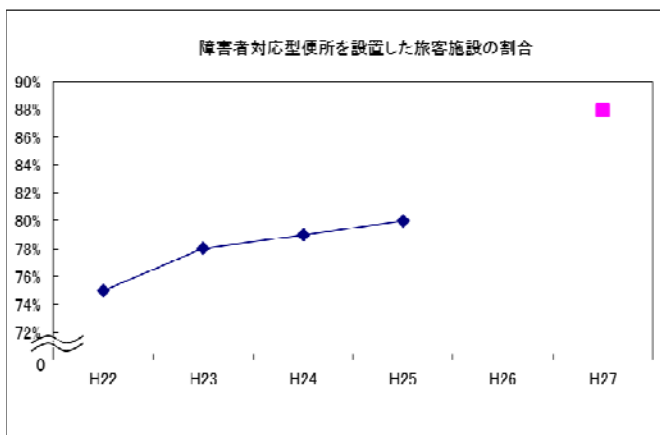
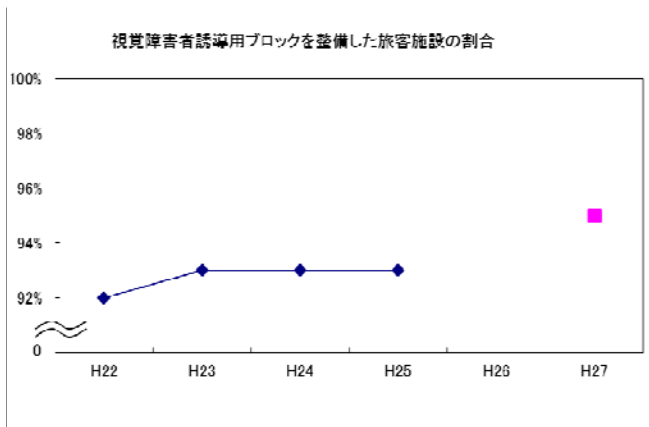
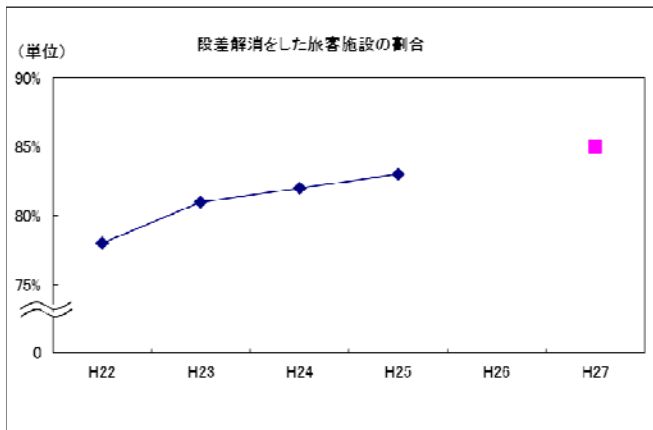
- ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記述あり」

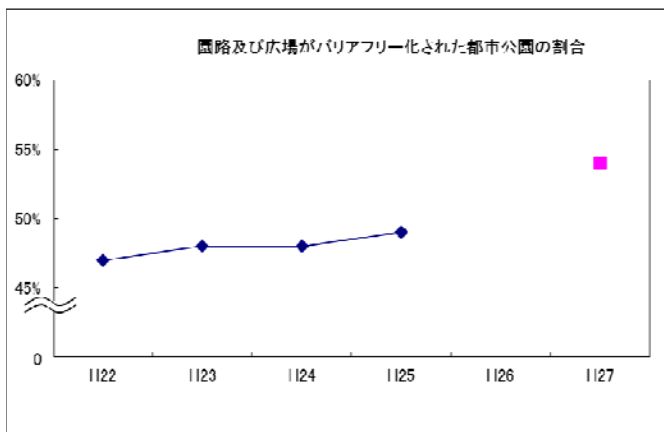
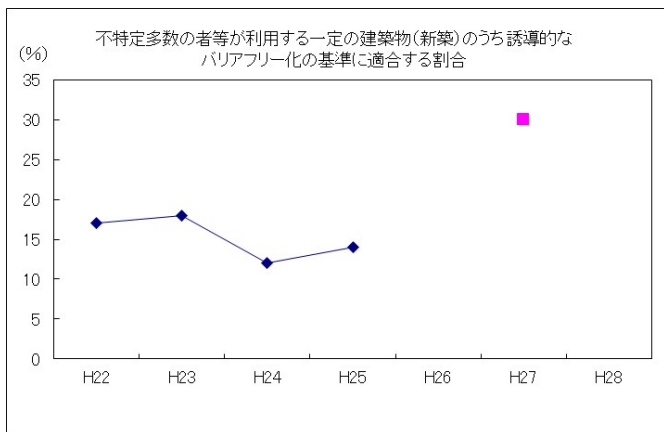
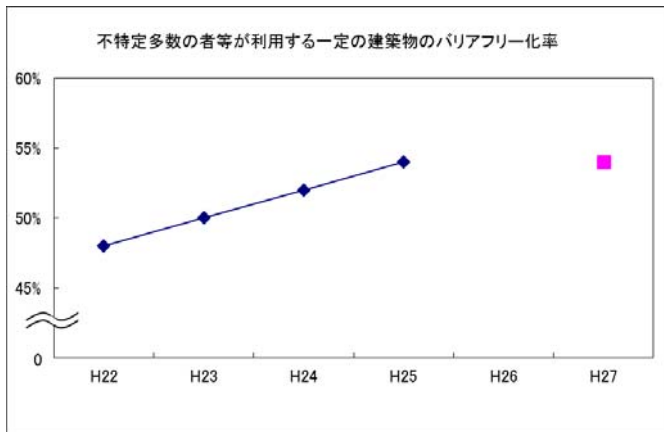
【その他】

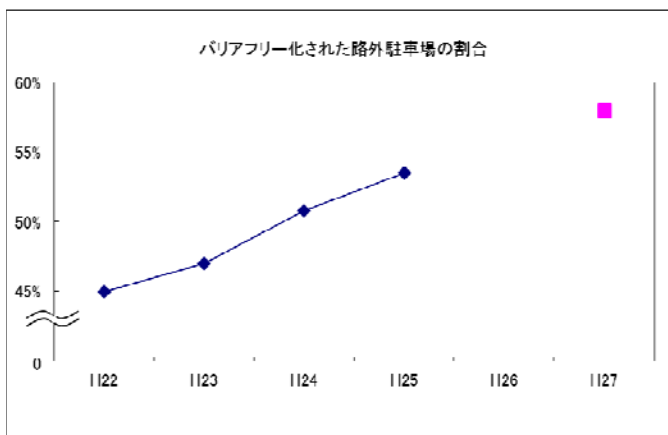
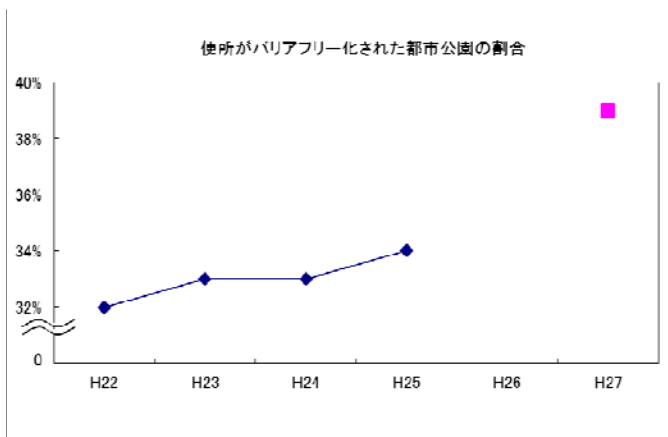
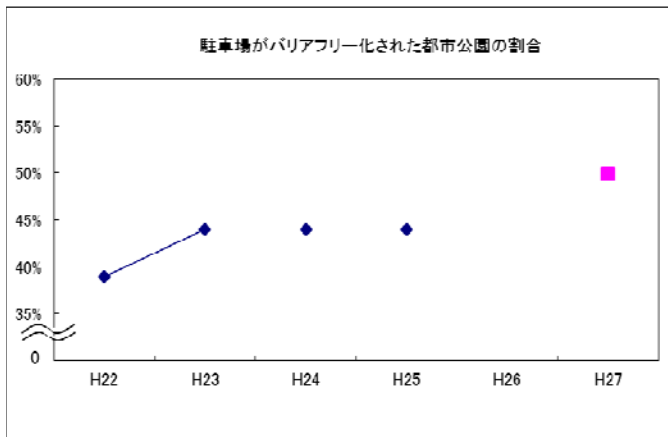
過去の実績値（①特定道路におけるバリアフリー化率）				（年度）	
H22	H23	H24	H25	H26	
74%	77%	81%	83%	集計中	

過去の実績値 (②段差解消をした旅客施設の割合) (年度)				
H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
7 8 %	8 1 %	8 2 %	8 3 %	集計中
過去の実績値 (③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合) (年度)				
H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
9 2 %	9 3 %	9 3 %	9 3 %	集計中
過去の実績値 (④障害者対応型便所を設置した旅客施設の割合) (年度)				
H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
7 5 %	7 8 %	7 9 %	8 0 %	集計中
過去の実績値 (⑤不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率) (年度)				
H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
4 8 %	5 0 %	5 2 %	5 4 %	集計中
過去の実績値 (⑥不特定多数の者等が利用する一定の建築物 (新築) のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合) (年度)				
H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
1 7 %	1 8 %	1 2 %	1 4 %	集計中
過去の実績値 (⑦園路及び広場、駐車場、便所がバリアフリー化された都市公園の割合) (年度)				
(i) 園路及び広場				
H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
約 4 7 %	約 4 8 %	約 4 8 %	約 4 9 %	集計中
(ii) 駐車場				
H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
約 3 9 %	約 4 4 %	約 4 4 %	約 4 4 %	集計中
(iii) 便所				
H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
約 3 2 %	約 3 3 %	約 3 3 %	約 3 4 %	集計中
過去の実績値 (⑧バリアフリー化された特定路外駐車場の割合) (年度)				
H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
4 5 %	4 7 %	5 0 . 8 %	5 3 . 5 %	集計中









事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

- ・歩行空間のバリアフリー化の推進 (◎)
 多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路において、誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道などの整備、歩道の段差解消等を実施。
 予算額：道路整備費13,562億円(国費)及び社会資本整備総合交付金9,124億円(国費)等の内数(平成26年度)
- ・地域公共交通の確保・維持・改善の推進 (◎)
 バス、タクシー、旅客船、鉄道駅、旅客ターミナルのバリアフリー化等を支援する等、移動に当たってのバリ

アがより解消されるために必要な支援を行う。

予算額：地域公共交通確保維持改善事業 333億円の内数（平成25年度）
306億円の内数（平成26年度）

・旅客船ターミナルのバリアフリー化の推進（◎）

旅客船ターミナルのバリアフリー化を推進する。

予算額：旅客船ターミナルにおけるバリアフリー化 14億円の内数（平成25年度）
9億円の内数（平成26年度）

・官庁施設のバリアフリー化の推進（◎）

窓口業務を行う官署が入居する官庁施設のバリアフリー化を推進する。

予算額：官庁営繕費 184億円の内数（平成25年度）
官庁営繕費 176億円の内数（平成26年度）

・バリアフリー法等に基づく一体的・総合的なバリアフリー化の推進（◎）

バリアフリー法に基づき、高齢者・障害者をはじめとする誰もが自立できるユニバーサルデザインの考え方に基づいたバリアフリー社会を着実に実現するための施策（「心のバリアフリー」社会の実現のための施策の拡充、バリアフリー法に基づく基本構想の作成促進、段階的・継続的な発展（スパイラルアップ）を図るための体制確立）を実施することにより、より一層のバリアフリー化の推進を図る。

予算額：バリアフリー法に基づく一体的・総合的なバリアフリー化の推進 0.4億円（平成26年度）

・都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業による支援の実施（◎）

「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業計画」において、都市公園のバリアフリー化等の目標を定めた地方公共団体に対して、複数の都市公園におけるバリアフリー化対策等の施設整備を緊急かつ重点的に支援する。

予算額：社会資本整備総合交付金9,124億円（国費）の内数（平成26年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

・路外駐車場のバリアフリー化の推進

バリアフリー法を踏まえ、高齢者や障害者等の移動及び施設利用の利便性等の向上促進について自治体等を対象とした担当者会議や講習会等において周知徹底することで、路外駐車場のバリアフリー化を推進する。

関連する事務事業等の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

① 特定道路におけるバリアフリー化率

・特定道路におけるバリアフリー化率は平成25年度において2%増加しており、集計中の平成26年度も同様の増加を見込んでいるため、このトレンドを延長すると目標年度内に目標値を達成することとなり、順調に進捗している。

② 段差解消をした旅客施設の割合

・段差解消をした旅客施設の割合は平成23年度から平成25年度にかけて2%増加しており、このトレンドを延長すると、目標年度内に目標値を達成すると見込まれ、順調に進捗している。

③ 視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合

・視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合は平成21年度から平成25年度にかけて4%増加しており、目標年度内に目標値を達成すると見込まれ、順調に進捗している。

④ 障害者対応型便所を設置した旅客施設の割合

・障害者対応型便所を設置した旅客施設の割合は平成23年度から平成25年度にかけて2%増加しているが、このトレンドを延長した場合、目標年度内に目標値を達成することは困難であり、目標の達成に向けた努力が必要である。

⑤ 不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率

・不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率は、平成25年度において、目標年度（平成27年度）における目標値を達成していることから、順調に進捗している。

⑥ 不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合

・2,000㎡以上の特別特定建築物のフローのうち、建築物移動等円滑化誘導基準を満たす建築物の割合については、目標年度内に目標値を達成すると判断することは困難であり、目標の達成に向けた努力が必要である。

⑦ 園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率は平成22年度から平成25年度にかけてそれぞれ2%、5%、2%増加しているが、目標値の達成に向けたトレンドをやや下回っているため、目標の達成に向けた努力が必要である。

⑧ 平成24年度については約50%となっており、前年度比+3%と順調に推移している。

（事務事業等の実施状況）

① 特定道路におけるバリアフリー化率

- ・多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路において、誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道などの整備、歩道の段差解消等を実施する等の歩行空間のバリアフリー化を推進している。今後、各市町村の基本構想の作成が進むに従い、整備も進捗するものと考えられる。
- ②段差解消をした旅客施設の割合、③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合、④障害者対応型便所を設置した旅客施設の割合
- ・旅客施設のバリアフリー化については、基本的には公共交通事業者がバリアフリー化のための投資を行っており、新たにエレベーター等を設置する場合、大規模な改良工事を行う必要があること等の理由から段差の解消が困難な施設もあるが、各支援制度の有効活用などによって推進しているところである。
- ・バリアフリー法においては、市町村は、地域の実情に応じて、旅客施設、官公庁施設、福祉施設等の主要な生活関連施設とその周辺の重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための基本構想を作成できることとしている。平成27年3月末現在283市町村により448基本構想が作成されており、旅客施設のバリアフリー化の推進に貢献しているものと考えられる。
- ⑤不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率
 - ・建築物のバリアフリー化については、平成14年の旧ハートビル法改正において2,000㎡以上の特別特定建築物の建築等の際に建築物移動等円滑化基準への適合が義務付けられ、バリアフリー法においても引き続き的確な運用が行われている。
- ⑥不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合
 - ・今後、バリアフリー新法における基本構想の作成が進むに従い、引き続き実施する各支援措置と併せて、整備の進捗が図られると考えられる。
- ⑦地方公共団体におけるバリアフリー化への取組みに対し、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業を含めた都市公園整備に対する補助事業により支援を実施した。また、平成24年3月に「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」を改訂し、情報提供・利用支援等のソフト面からもより一層推進している。
- ⑧バリアフリー法の趣旨を周知徹底することで、路外駐車場のバリアフリー化を推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ① 特定道路におけるバリアフリー化率
 - ・特定道路におけるバリアフリー化率については、順調に推移しているため、「A」と評価した。引き続き、平成27年度の目標達成に向け、特定道路のバリアフリー化の推進を図る。
- ②段差解消をした旅客施設の割合、③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合、④障害者対応型便所を設置した旅客施設の割合
 - ・旅客施設のバリアフリー化率及び視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合については、順調に推移しているため、「A」と評価した。一方、障害者対応型便所を設置した旅客施設の割合については、あまり増加しておらず「B」と評価した。事業者は平成32年度の目標達成に向けてバリアフリー化に取り組んでいるところ。平成27年度の国が設定している中間目標にあわせての整備は行っていないため、中間目標に対しての進捗状況はB評価となった。引き続き、平成27年度の目標値の達成に向け、旅客施設のバリアフリー化の推進を図る。
- ⑤不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率
 - ・不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率については、順調に推移しているため「A」と評価した。今後も引き続き不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化の促進を図る。
- ⑥不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合
 - ・2,000㎡以上の特別特定建築物のフローのうち、建築物移動等円滑化誘導基準を満たす建築物の割合については、目標年度において目標を達成すると判断することは困難であり「B」と評価した。引き続き目標値の達成に向け、建築物のバリアフリー化の促進を図る。
- ⑦園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率については、特に小規模な都市公園においてバリアフリー化の基準に適合していない公園が多く、目標値の達成に向けたトレンドをやや下回っていることから、Bと評価した。今後は、特に小規模な都市公園のバリアフリー化に係る支援の拡充等の検討を行い、目標の達成に向けて施策を推進する。
- ⑧バリアフリー化された路外駐車場の割合
 - ・業績指標は、目標達成に向けて順調に推移している。
 - ・引き続き、バリアフリー法の趣旨を駐車場担当者会議などで周知徹底し、路外駐車場のバリアフリー化を推進する。
 - ・以上から、Aと評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

- (平成27年度以降)
- ・建築物移動等円滑化誘導基準に適合する建築物の利用実態や同基準への適合に際しての課題を把握するなど引き続き現状把握を行う。(⑥)
 - ・容積率の算定の特例が受けられるバリアフリー法に基づく認定制度について、ホームページでの情報提供を通じ国民や地方公共団体、民間事業者等への一層の周知徹底を図り、更なるバリアフリー化を促進する。(⑥)
 - ・平成24年度に改訂された「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」について、建築物のバリアフリー化のためのガイドラインとしての活用を促すと共に、ホームページへの掲載等による啓発を引き続き行うことで、更なるバリアフリー化の促進を図る。(⑤⑥)
 - ・バリアフリー法の趣旨を駐車場担当者会議などで周知徹底し、路外駐車場のバリアフリー化を推進する。(⑧)

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局安心生活政策課（課長 松本 勝利）
：道路局環境安全課（交通安全政策分析官 岡 邦彦）
：住宅局建築指導課（課長 石崎 和志）
：都市局公園緑地・景観課（課長 柳野 良明）
：都市局街路交通施設課（課長 神田 昌幸）

関係課：海事局内航課（課長 新垣 慶太）
：航空局航空ネットワーク企画課（課長 宮澤 康一）
：大臣官房官庁営繕部計画課（課長 住田 浩典）
：大臣官房官庁営繕部整備課（課長 尾崎 俊文）
：鉄道局技術企画課（課長 中山 康二）
：港湾局産業港湾課（課長 水谷 誠）
：自動車局総務課企画室（室長 黒須 卓）

業績指標 13

バリアフリー化された車両等の割合 (①鉄軌道車両、②ノンステップバス、③リフト付きバス等、④福祉タクシー、⑤旅客船、⑥航空機)

評 価

① A	①目標値：約60% (平成27年度) 実績値：59.5% (平成25年度) 集計中 (平成26年度) 初期値：45.7% (平成21年度)
② B	②目標値：約52% (平成27年度) 実績値：43.9% (平成25年度) 集計中 (平成26年度) 初期値：— (平成21年度)
③ B	③目標値：約12% (平成27年度) 実績値：3.9% (平成25年度) 集計中 (平成26年度) 初期値：— (平成21年度)
④ B	④目標値：20,000台 (平成27年度) 実績値：13,978台 (平成25年度) 集計中 (平成26年度) 初期値：12,256台 (平成22年度)
⑤ A	⑤目標値：約34% (平成27年度) 実績値：28.6% (平成25年度) 集計中 (平成26年度) 初期値：18.1% (平成22年度)
⑥ A	⑥目標値：約90% (平成32年度) 実績値：92.8% (平成25年度) 集計中 (平成26年度) 初期値：81.4% (平成22年度)

(指標の定義)

- ・鉄軌道車両
公共交通移動等円滑化基準第31条から第33条までに掲げる基準(乗降口、客室、連結部等の基準)に適合する車両。
- ・ノンステップバス
床面高さが概ね30cm以下であって、公共交通移動等円滑化基準に適合する車両。
- ・リフト付きバス等
公共交通移動等円滑化基準第43条に基づき適用除外の認定を受けた車両であって、リフト付きもしくはスロープ付きの車両。
- ・福祉タクシー
公共交通移動等円滑化基準第45条に掲げる基準に適合する車両。
- ・旅客船
公共交通移動等円滑化基準第47条から第61条までに掲げる基準(出入口、客室、便所等についての基準)に適合する船舶。
- ・航空機
公共交通移動等円滑化基準第63条から第67条までに掲げる基準(通路、客室、便所等の基準)に適合する航空機。

(分子) = 上記基準に適合する①②車両数、⑤隻数、⑥機数

(分母) = ①②総車両数、⑤総隻数、⑥総機数

※ノンステップバスの分母の総車両数は、公共交通移動等円滑化基準第43条に基づく適用除外認定車両を除く。

※旅客船の分母の総隻数は、公共交通移動等円滑化基準第61条第2項と同附則第3条9項に基づく適用除外船舶を除く。

(目標設定の考え方・根拠)

バリアフリー法に基づく基本方針において、平成32年度末までに、鉄軌道車両については総車両数の約70%、ノンステップバスについては総車両数から適用除外認定車両を除いた数の約70%、リフト付きバス等については、適用除外認定を受けた車両の約25%、旅客船については総隻数の約50%、航空機については総機数の約90%をそれぞれ移動等円滑化すること、また、福祉タクシー車両については約28,000台を導入することを目標としている。これを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。航空機については設定した目標値を平成23年度末に達成したことから、基本方針において目標としている数値を平成26年度に新たに設定した。

(外部要因)

公共交通事業者の経営状況

(他の関係主体)

地方公共団体（事業主体）、公共交通事業者（事業主体）

(重要政策)

【施政方針】

・第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）

「公共施設のみならず、制度や意識の面でも社会のバリアフリー化を引き続き推進いたします。」

【閣議決定】

・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）

・経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日）

「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に掲げる目標の達成に向けてバリアフリー環境の整備に取り組む。（第4章5.）

・経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日）

住宅・建築物等生活空間のバリアフリー化を推進する。（第5章3.）

・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）

バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。（第2章1.）

・観光立国推進基本計画（平成24年3月30日）

バリアフリー法第3条第1項に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針に定められた目標を達成することを目指す等一体的・総合的なバリアフリー化を推進する。（第3 3.）

・交通政策基本計画（平成27年2月13日）

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき2011年に改訂された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に定められた現行の整備目標等を着実に実現する。

【閣決（重点）】

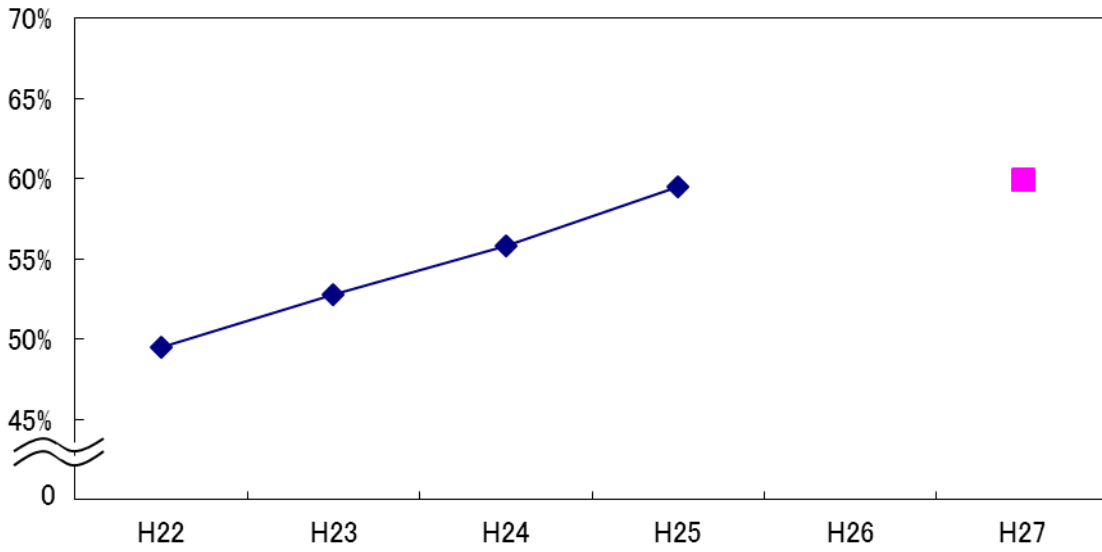
・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記述あり」

【その他】

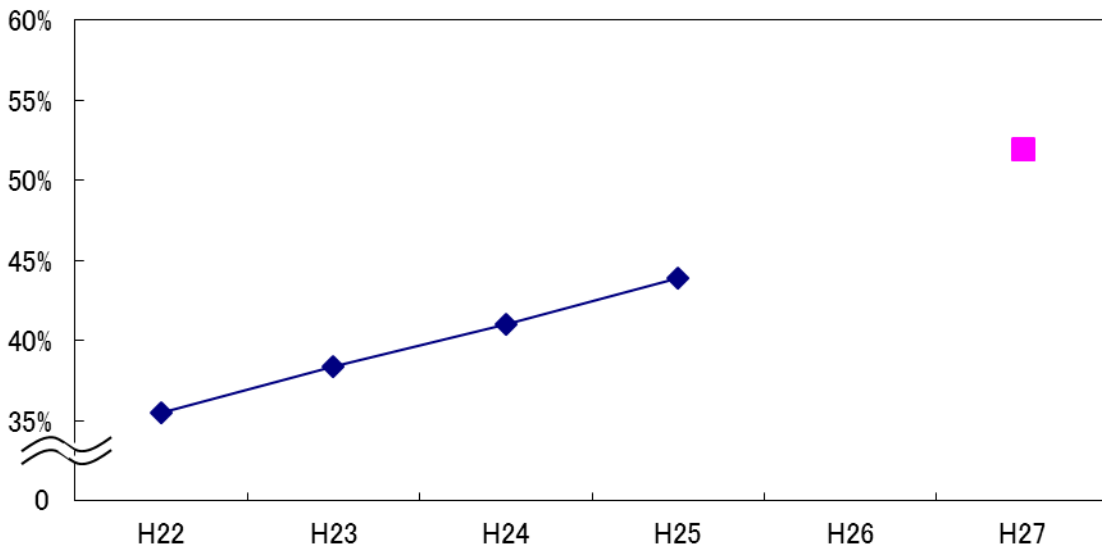
なし

過去の実績値（①鉄軌道車両）					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	
49.5%	52.8%	55.8%	59.5%	集計中	
過去の実績値（②ノンステップバス）					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	
35.5%	38.4%	41.0%	43.9%	集計中	
過去の実績値（③リフト付きバス等）					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	
3.0%	3.3%	3.6%	3.9%	集計中	
過去の実績値（④福祉タクシー）					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	
12,256台	13,099台	13,856台	13,978台	集計中	
過去の実績値（⑤旅客船）					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	
18.1%	20.6%	24.5%	28.6%	集計中	
過去の実績値（⑥航空機）					(年度)
H22	H23	H24	H25	H26	
81.4%	86.1%	89.2%	92.8%	集計中	

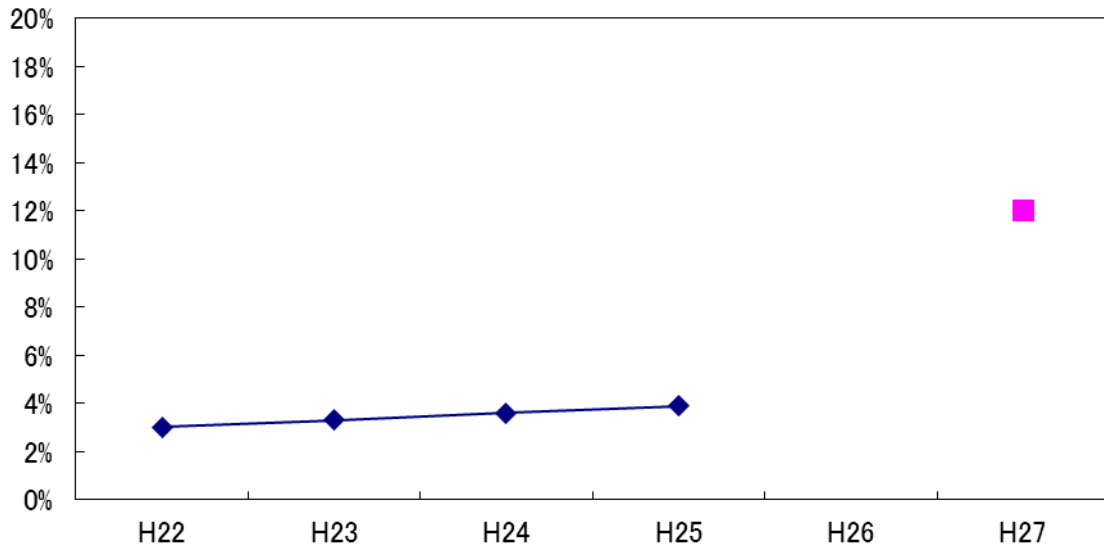
バリアフリー化された車両等の割合(鉄軌道車両)



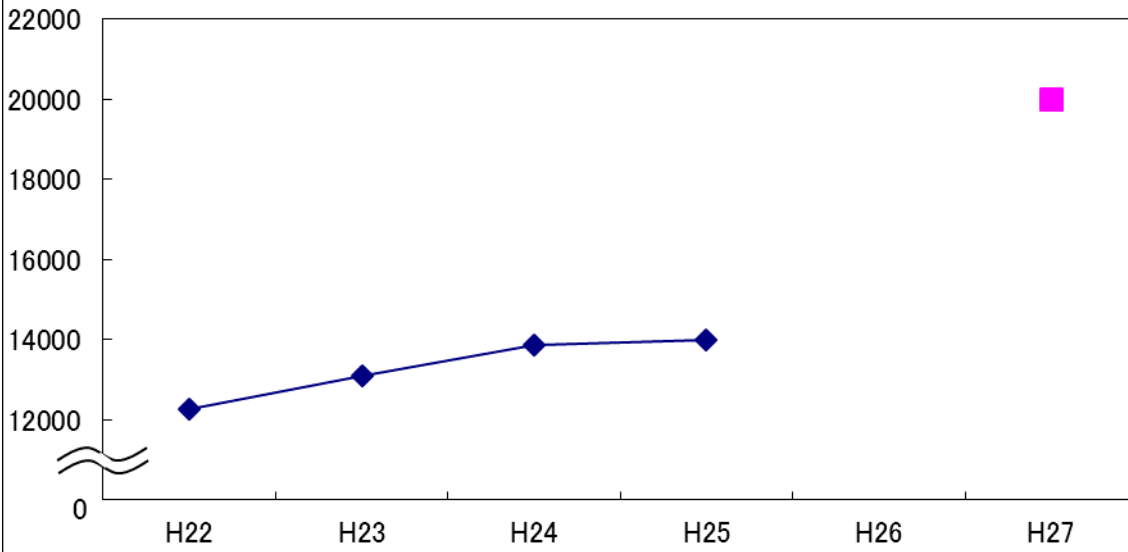
バリアフリー化された車両等の割合(ノンステップバス)



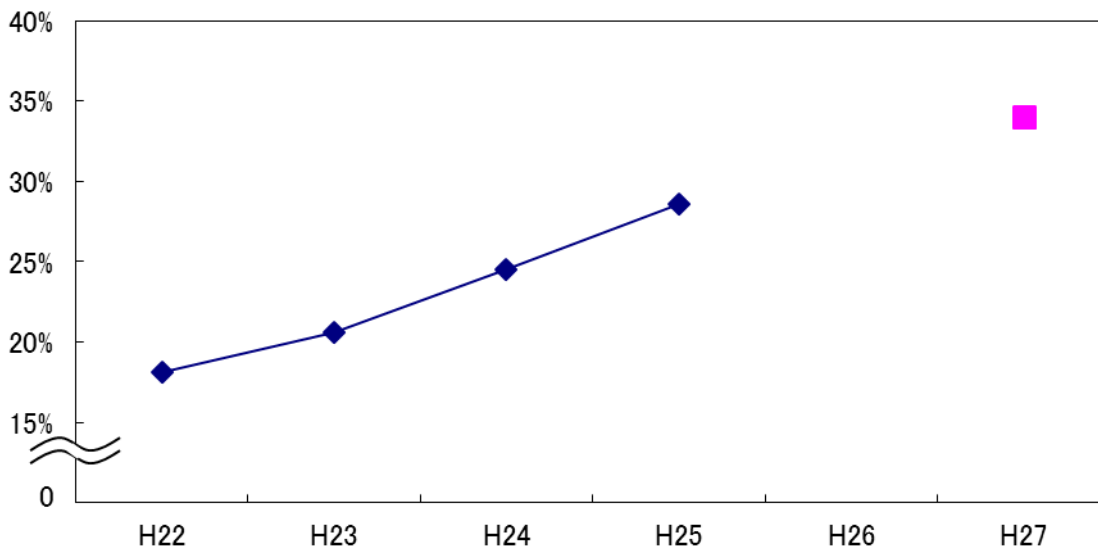
バリアフリー化された車両等の割合(リフト付きバス)



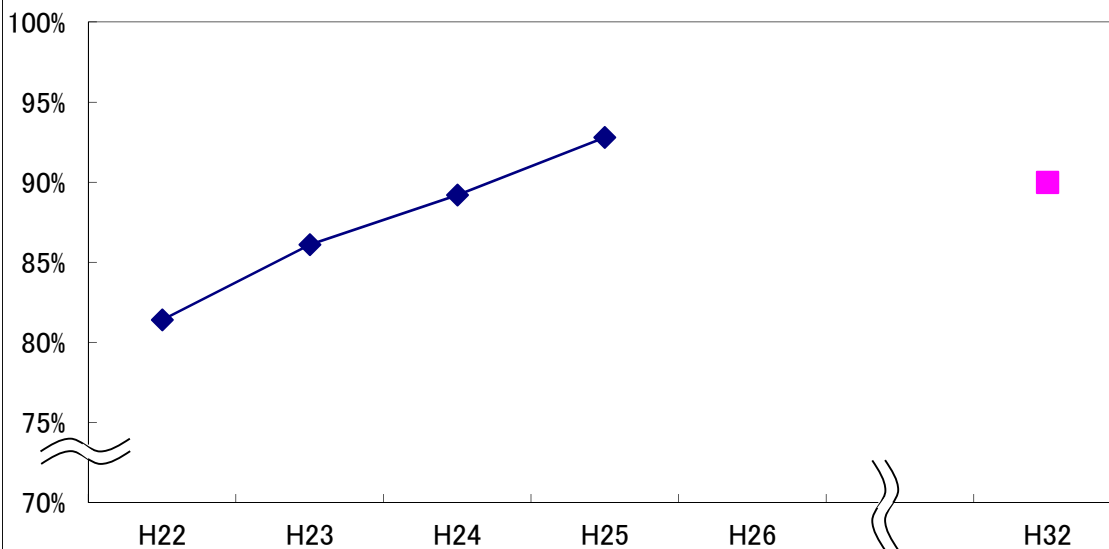
バリアフリー化された車両等の割合(リフト付きバス)



バリアフリー化された車両等の割合(旅客船)



バリアフリー化された車両等の割合(航空機)



事務事業等の概要

主な事務事業等の概要

- ・地域公共交通の確保・維持・改善の推進 (◎)
 バス、タクシー、旅客船、鉄道駅、旅客ターミナルのバリアフリー化等を支援する等、移動に当たってのバリアがより解消されるために必要な支援を行う。
 予算額：地域公共交通確保維持改善事業 333億円の内数（平成25年度）
 306億円の内数（平成26年度）
- ・バリアフリー車両に係る特例措置（自動車重量税・自動車取得税）
 高齢者・障害者等の利便性・安全性の向上を図るため、乗合バス事業者（路線定期運行に限る）またはタクシー事業者がバリアフリー車両（ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシー）取得した場合の特例措置（自動車重量税：初回免税、自動車取得税：取得価額から車種毎に一定額控除）

関連する事務事業等の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

① 鉄軌道車両

・バリアフリー化された鉄軌道車両の割合は平成23年度から平成25年度にかけての2年間で年度平均約3.3%増加しており、このトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれ、順調に進捗している。

② ノンステップバス

・ノンステップバスの割合は、中古市場が未成熟であり、かつ新車にあってはワンステップバスと比べて高価であること、座席数が少なく長距離路線が多い地域において敬遠されることが、実績値の伸び悩みの要因と考えられる。長期使用車を中心に代替購入が進む中で、引き続き、バス事業者による支援制度の活用を働きかけることにより、ノンステップバスへの代替が進み、実績値は伸びるものと考えられるが、目標年度に目標値の達成は困難と見込まれる。

③ リフト付きバス等

・リフト付きバス等の割合は、通常の車両と比べて高価であること、乗車定員や荷物室の減少、リフト対応車種が限られていることなどが、実績値の伸び悩みの要因と考えられる。引き続き、バス事業者による支援制度の活用を働きかけることにより、リフト付きバス等への代替が進み、実績値は伸びるものと考えられるが、目標年度に目標値の達成は困難と見込まれる。

④ 福祉タクシー

・福祉タクシー車両の導入台数については、近年の景気の低迷等によるタクシー事業全体の総需要の低下や、通常の車両と比べて高価であること等が実績値の伸び悩みの原因と考えられる。平成24年に創設したユニバーサルデザインタクシー（流し営業にも活用することを想定し、身体障害者のほか、高齢者や妊産婦、子供連れの人等、様々な人が利用できる構造となっている福祉タクシー車両）の標準仕様を満たした車両の導入や、タクシー事業者による支援制度の活用を働きかけることにより、今後も導入が進み、実績値は伸びるものと考えられるが、目標年度に目標値の達成は困難と見込まれる。

⑤ 旅客船

・バリアフリー化された旅客船の割合は、景気の低迷等による旅客船事業の不振、原油価格高騰等の影響による費用負担増等で使用船舶の新造・代替建造が低迷し、実績値が伸び悩んでいたが、近年は船齢15年以上の船舶を中心に代替建造が進んできている。引き続き、旅客船事業者によりバリアフリー化への代替に向けた働きかけを行うほか、支援制度を併せて活用することで実績値は伸びるものと考えられ、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

⑥ 航空機

・バリアフリー化された航空機の割合は、平成25年度に目標を達成し、順調に進捗している。

(事務事業等の実施状況)

・車両等のバリアフリー化については、基本的には公共交通事業者がバリアフリー化のための投資を行っており、補助、税制、融資等の支援制度の活用を通じてバリアフリー化を進めてきた。
景気の低迷等による事業不振や原油価格高騰等の影響による費用負担増等によって、既存の車両等の買い替えが進まず、実績値が伸び悩んだものもあるが、各支援制度の有効活用等により、鉄軌道車両、航空機のバリアフリー化は概ね順調に進んできたと評価できる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

① 鉄軌道車両

・バリアフリー化された鉄軌道車両の割合については、順調に推移しているため、「A」と評価した。引き続き、平成27年度の目標値の達成に向け、鉄軌道車両のバリアフリー化の推進を図る。

② ノンステップバス

・ノンステップバスの割合については、中古市場が未成熟であり、かつ新車にあってはワンステップバスと比べて高価であること、座席数が少なく長距離路線が多い地域において敬遠されていることにより目標達成に向けた成果を示していないことから、「B」と評価した。なお、平成23年度に「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」が創設されたこと、平成24年度にバリアフリー車両に対する税制特例措置が創設されたことから、これらの制度を有効に活用することで、より一層車両等のバリアフリー化に努めていく。

③ リフト付きバス等

・リフト付きバス等の割合については、通常の車両と比べて高価であること、乗車定員や荷物室の減少、リフト対応車種が限られていることにより目標達成に向けた成果を示していないことから、「B」と評価した。なお、平成23年度に「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」が創設されたこと、平成24年度にバリアフリー車両に対する税制特例措置が創設されたことから、これらの制度を有効に活用することで、より一層車両等のバリアフリー化に努めていく。

④ 福祉タクシー

・福祉タクシー車両の導入台数については、近年の景気の低迷等によるタクシー事業全体の総需要の低下や、通常の車両と比べて高価であること等により、目標達成に向けた成果を示していないことから、「B」と評価した。なお、平成23年度に「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」が創設されたこと、及びユニバーサルデザインタクシーについては、平成24年に標準仕様を策定され、バリアフリー車両に対する税制特例措置が創設されたことから、これらの制度を有効に活用することで、より一層車両等の

バリアフリー化に努めていく。

⑤旅客船

- ・バリアフリー化された旅客船の割合は、景気の低迷等による旅客船事業の不振、原油価格高騰等の影響による費用負担増等で使用船舶の新造・代替建造が低迷し、実績値が伸び悩んでいたが、近年は船齢15年以上の船舶を中心に代替建造が進んできており、今後も順調に進捗するものと考えられるため、「A」と評価した。なお、平成23年度に「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通バリア解消促進等事業）」が創設されたことから、この制度を有効に活用することで、より一層車両等のバリアフリー化に努めていく。

⑥航空機

- ・バリアフリー化された航空機の割合については、順調に推移しているため、「A」と評価した。引き続き、航空機のバリアフリー化の推進を図る。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成27年度）

なし

（平成28年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局安心生活政策課（課長 松本 勝利）

関係課：海事局内航課（課長 新垣 慶太）

：航空局航空ネットワーク部航空事業課（課長 平岡 成哲）

：自動車局旅客課（課長 鶴田 浩久）

：鉄道局技術企画課（課長 中山 康二）

業績指標 14

高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のバリアフリー化率（①一定のバリアフリー化、②高度のバリアフリー化）

評価	
①	B
②	B

①目標値：59%	(平成27年)
実績値：41.2%	(平成25年)
—	(平成26年)
初期値：37%	(平成20年)
②目標値：18.5%	(平成27年)
実績値：10.7%	(平成25年)
—	(平成26年)
初期値：9.5%	(平成20年)

(指標の定義)

高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定又は高度のバリアフリー化がなされた住宅の割合

①一定のバリアフリー化率（A/B）

②高度のバリアフリー化率（a/B）

※A：65歳以上の者が居住する住宅のうち一定のバリアフリー化がなされた住宅戸数

※a：65歳以上の者が居住する住宅のうち高度のバリアフリー化がなされた住宅戸数

※B：65歳以上の者が居住する住宅戸数

注 一定のバリアフリー化とは「2箇所以上の手すり設置」又は「段差のない屋内」に該当。

注 高度のバリアフリー化とは「2箇所以上の手すり設置」「段差のない屋内」「車椅子が通行可能な廊下等の幅」のいずれにも該当。

(出典) ①、②：平成20年「住宅・土地統計調査」国土交通省独自集計

(目標設定の考え方・根拠)

高齢者が地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のバリアフリー化について、住生活基本計画で設定している目標値（一定：75%（平成32年）、高度：25%（平成32年））をもとに平成27年の目標値を形式的に設定。

(外部要因)

新規住宅着工数、リフォーム件数等

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日）
- ・日本再興戦略（平成25年6月14日）
- 二．戦略市場創造プラン テーマ1：国民の「健康寿命」の延伸

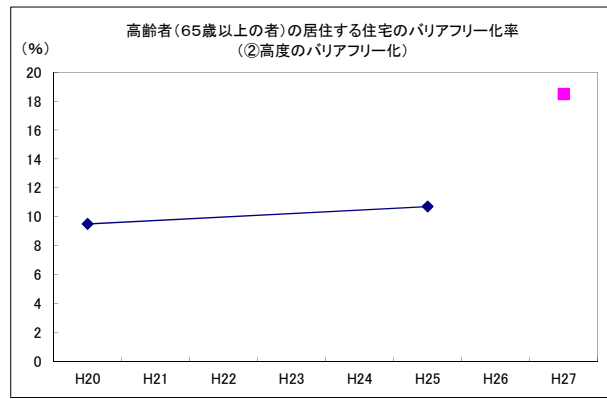
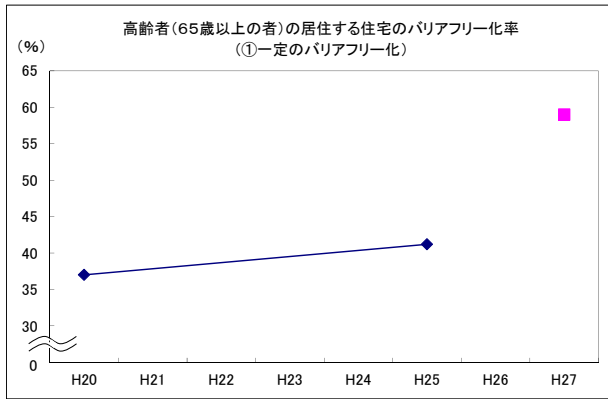
【閣決（重点）】

なし

【その他】

- ・国土交通省成長戦略(平成22年5月17日)＜住宅・都市分野＞
- Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略
- 2. 急増する高齢者向けの「安心」で「自立可能」な住まいの確保
- ～少子高齢化の進展を地域の活力創造の転機へ～

過去の実績値								(暦年)
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
①	37%	—	—	—	—	41.2%	—	—
②	9.5%	—	—	—	—	10.7%	—	—



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- バリアフリー化された公的賃貸住宅の供給
 - ・新規に整備する公営住宅等について、バリアフリー対応構造を標準仕様として供給するとともに、既存の公営住宅等についてもバリアフリー改修を促進する。
- 住宅・建築物省エネ改修等推進事業
 - 住宅の省エネ改修及び省エネ改修と併せて実施するバリアフリー改修等に対して支援を行う制度。
 - 予算額：環境・ストック活用推進事業 171.4億円の内数(平成25年度)
176.1億円の内数(平成26年度)
- 住宅エコポイント/復興支援・住宅エコポイント
 - ・エコリフォームと併せて行うバリアフリー改修をポイントの発行対象とし、住宅の省エネ化と併せて、住宅のバリアフリー化を促進する。
- 省エネ住宅ポイント
 - ・エコリフォームと併せて行うバリアフリー改修をポイントの発行対象とし、住宅の省エネ化と併せて、住宅のバリアフリー化を促進する。
- 住宅金融支援機構による融資
 - ・証券化支援事業の枠組みを利用したフラット35Sにより、バリアフリー等の性能に優れた住宅の取得を金利の引下げにより支援。
 - ・満60歳以上の高齢者が自宅のバリアフリーリフォーム等を行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とするバリアフリーリフォーム等の融資を実施。
- 住宅のバリアフリー改修促進税制による一定のバリアフリー改修工事を行った場合の特例措置や既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除を実施。
- サービス付き高齢者向け住宅の供給促進
 - ・バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、整備費に対する補助を行う。
 - ・サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のため、所得税・法人税に係る割増償却、固定資産税の減額、不動産取得税の軽減措置を講じている。
 - ・住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施。
 - ・住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資について、住宅融資保険制度を実施。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・業績指標については、直近の平成25年の実績値によれば、一定のバリアフリー化率、高度のバリアフリー化率ともに、目標値の達成に向けたトレンドを下回っている。

(事務事業の実施状況)

- ・バリアフリー対応構造を標準仕様とした公営住宅等の供給を促進した(平成25年度整備戸数実績:15,870戸)
- ・既存の公営住宅等のバリアフリー化を促進した(平成25年度実績:1025,642戸)
- ・住宅エコポイント/復興支援・住宅エコポイントにおいて、エコリフォームと併せて行うバリアフリー改修をポイントの発行対象とし、住宅の省エネ化と併せて、住宅のバリアフリー化を促進した。
- ・省エネ住宅ポイントにおいて、エコリフォームと併せて行うバリアフリー改修をポイントの発行対象とし、住宅の省エネ化と併せて、住宅のバリアフリー化を促進した。
- ・住宅金融支援機構のフラット35Sにより、バリアフリー性等が優れた住宅の取得を金利の引下げで支援した。
- ・住宅金融支援機構において、満60歳以上の高齢者が自宅のバリアフリーリフォーム等を行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とするバリアフリーリフォーム等の

融資を実施した。

- ・バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進をした。

(平成26年度末登録実績：総登録件数5,493件、総登録戸数177,722戸)

- ・住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施した。
- ・住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資について、住宅融資保険制度を実施した。
- ・住宅のバリアフリー改修促進税制やサービス付き高齢者向け住宅供給促進税制により、共同住宅のバリアフリー化を支援した。
- ・子育て世帯や高齢者世帯等に賃貸すること等を条件として、既存住宅等の空き家のリフォームに対して補助を行う「民間住宅活用型セーフティネット整備推進事業」を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・前述のとおり、本業績指標は目標達成に向けた成果を示していない。
- ・今後も、サービス付き高齢者向け住宅の供給等を通じ、住宅のバリアフリー化を一層促進する。
- ・以上から、「B」と評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成27年度)

- ・平成27年度税制改正において、バリアフリー改修を行った住宅に対する所得税の減額の特例措置を1年半延長する。

(平成28年度以降)

該当なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：住宅局住宅政策課(課長 住本 靖)

関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室(室長 千葉 信義)

住宅局住宅総合整備課(課長 北 真夫)

住宅局安心居住推進課(課長 中田 裕人)

住宅局住宅生産課(課長 眞鍋 純)

業績指標 15

共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率

評価

B	目標値：23%（平成27年） 実績値：17%（平成25年） ー（平成26年） 初期値：16%（平成20年）
---	--

(指標の定義)

道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な共同住宅戸数を共同住宅の総戸数で除したもの(A/B)

※A：道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な共同住宅戸数 B：共同住宅の総戸数

※A及びBはいずれも「居住世帯のある住宅」戸数

(出典)平成20年「住宅・土地統計調査」等

(目標設定の考え方・根拠)

高齢者、障害者、子どもをはじめとする全ての居住者が安全・快適に住み続けられるよう、個人の努力のみでは達成困難な共同住宅の共用部分のユニバーサルデザイン化(バリアフリー化)について、住生活基本計画で設定している目標値(28%(平成32年))をもとに平成27年の目標値を形式的に設定。

(外部要因)

新規住宅着工数、リフォーム件数等

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日)
- ・日本再興戦略(平成25年6月14日)
 - 二. 戦略市場創造プラン テーマ1:国民の「健康寿命」の延伸

【閣決(重点)】

なし

【その他】

- ・国土交通省成長戦略(平成22年5月17日)<住宅・都市分野>

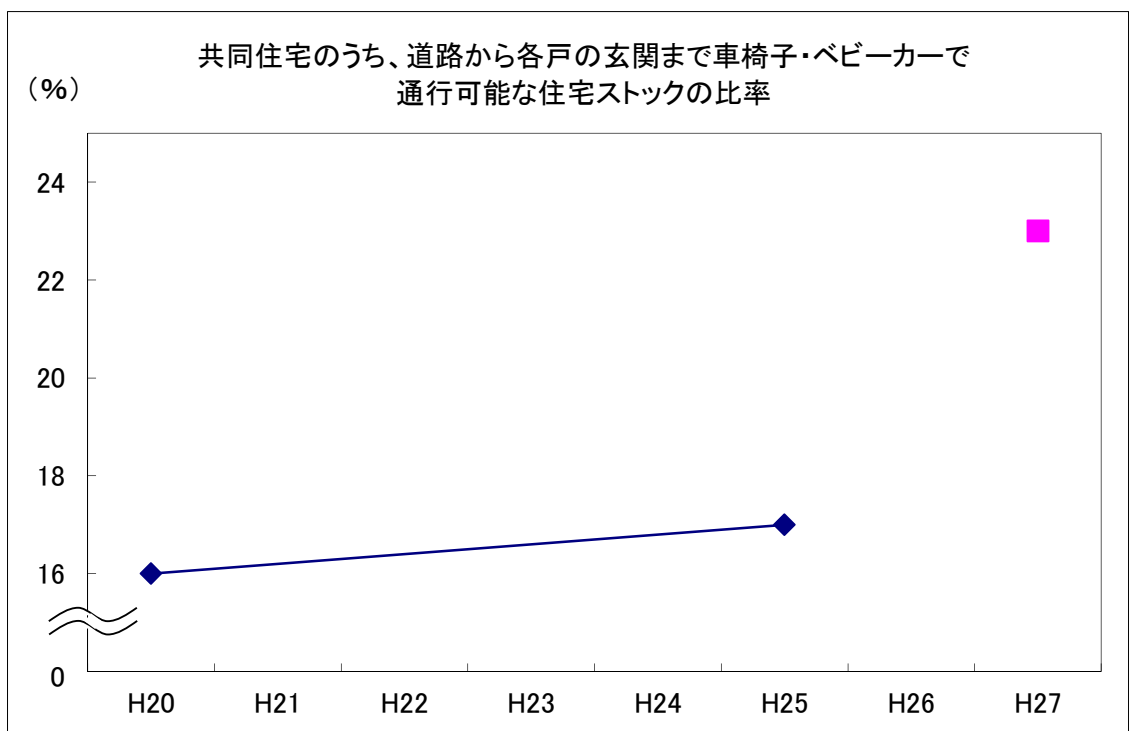
Ⅲ 住宅・建築投資活性化・ストック再生戦略

2. 急増する高齢者向けの「安心」で「自立可能」な住まいの確保～少子高齢化の進展を地域の活力創造の転機へ～

過去の実績値

(暦年)

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
16%	ー	ー	ー	ー	17%	ー	ー



事務事業の概要

主な事務事業の概要

- バリアフリー化された公的賃貸住宅の供給
 - ・新規に整備する公営住宅等について、バリアフリー対応構造を標準仕様として供給するとともに、既存の公営住宅等についてもバリアフリー改修を促進する。
- 住宅・建築物省エネ改修等推進事業
 - 住宅の省エネ改修及び省エネ改修と併せて実施するバリアフリー改修等に対して支援を行う制度。
 - 予算額：環境・ストック活用推進事業 171.4億円の内数（平成25年度）
176.1億円の内数（平成26年度）
- 住宅エコポイント／復興支援・住宅エコポイント
 - ・エコリフォームと併せて行うバリアフリー改修をポイントの発行対象とし、住宅の省エネ化と併せて、住宅のバリアフリー化を促進する。
- 省エネ住宅ポイント
 - ・エコリフォームと併せて行うバリアフリー改修をポイントの発行対象とし、住宅の省エネ化と併せて、住宅のバリアフリー化を促進する。
- 住宅金融支援機構による融資
 - ・証券化支援事業の枠組みを利用したフラット35Sにより、バリアフリー等の性能に優れた住宅の取得を金利の引下げにより支援。
 - ・満60歳以上の高齢者が自宅のバリアフリーリフォーム等を行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とするバリアフリーリフォーム等の融資を実施。
 - ・マンション管理組合が共用部分のリフォーム工事を行う際、住宅金融支援機構により必要な資金に対する融資を実施。
- 住宅のバリアフリー改修促進税制による一定のバリアフリー改修工事を行った場合の特例措置や既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除を実施。
- サービス付き高齢者向け住宅の供給促進
 - ・バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進のため、整備費に対する補助を行う。
 - ・サービス付き高齢者向け住宅の供給促進のため、所得税・法人税に係る割増償却、固定資産税の減額、不動産取得税の軽減措置を講じている。
 - ・住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施。
 - ・住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資について、住宅融資保険制度を実施。
- バリアフリー法による民間住宅の誘導
 - ・共同住宅の建築等をしようとする場合、建物の出入口や廊下等がバリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準（注）に適合するよう努力義務を課している（注）：出入口、廊下、階段、エレベーター等の施設の構造及び配置に関する基準
 - ・バリアフリー法に基づき、所管行政庁から認定を受けた共同住宅のうち一定のものについては、高齢者等の利用に配慮したエレベーター、幅の広い廊下等の施設整備に対する助成制度（バリアフリー環境整備促進事業）による支援を実施している。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

- （指標の動向）
 - ・業績指標については、直近の平成25年の実績値によれば、目標値の達成に向けたトレンドを下回っている。
 - （事務事業の実施状況）
 - ・バリアフリー対応構造を標準仕様とした公営住宅等の供給を促進した（平成25年度整備戸数実績：15,870戸）
 - ・既存の公営住宅等のバリアフリー化を促進した（平成25年度実績：1025,642戸）
 - ・住宅エコポイント／復興支援・住宅エコポイントにおいて、エコリフォームと併せて行うバリアフリー改修をポイントの発行対象とし、住宅の省エネ化と併せて、住宅のバリアフリー化を促進した。
 - ・省エネ住宅ポイントにおいて、エコリフォームと併せて行うバリアフリー改修をポイントの発行対象とし、住宅の省エネ化と併せて、住宅のバリアフリー化を促進した。
 - ・住宅金融支援機構のフラット35Sにより、バリアフリー性等が優れた住宅の取得を金利の引下げで支援した。
 - ・住宅金融支援機構により、満60歳以上の高齢者が自宅のバリアフリーリフォーム等を行う際、生存時は利払いのみとし、死亡時に住宅資産等を活用して元金を一括返済することを可能とするバリアフリーリフォーム等の融資を実施した。
 - ・住宅金融支援機構により、マンション管理組合が共用部分のリフォーム工事を行う際、住宅金融支援機構により必要な資金に対する融資を実施した。
 - ・住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設等に必要な資金に対する融資を実施した。
 - ・住宅金融支援機構により、サービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係る民間金融機関が行うリバースモーゲージ型の融資について、住宅融資保険制度を実施した。
 - ・バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進をした。
- （平成26年度末登録実績：総登録件数5,493件、総登録戸数177,722戸）

- ・住宅のバリアフリー改修促進税制やサービス付き高齢者向け住宅供給促進税制により、共同住宅のバリアフリー化を支援した。
- ・既存のマンション等において耐震改修等と合わせて実施されるバリアフリー改修に対して支援を実施。
- ・共同住宅の建築等をしようとする場合、建物の出入口や廊下等がバリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準に適合するよう努力義務を課し、そのバリアフリー化を誘導した。
- ・バリアフリー法に基づき、所管行政庁から認定を受けた共同住宅のうち一定のものについては、高齢者等の利用に配慮したエレベーター、幅の広い廊下等の施設整備に対する助成制度（バリアフリー環境整備促進事業）による支援を実施した。
- ・民間賃貸住宅の質の向上を図り、空家を有効に活用することにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図る民間住宅活用型セーフティネット整備推進事業を実施した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・ 前述のとおり、本業績指標は目標達成に向けた成果を示していない。
- ・ 今後も、サービス付き高齢者向け住宅の供給等を通じ、住宅のバリアフリー化を一層促進する。
- ・ 以上から、「B」と評価した。

平成27年度以降における新規の取組みと見直し事項

- (平成27年度)
- ・平成27年度税制改正において、バリアフリー改修を行った住宅に対する所得税の減額の特例措置を1年半延長する。
- (平成28年度以降)
- 該当なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：住宅局住宅政策課（課長 住本 靖）
 関係課：住宅局総務課民間事業支援調整室（室長 千葉 信義）
 住宅局住宅総合整備課（課長 北 真夫）
 住宅局安心居住推進課（課長 中田 裕人）
 住宅局住宅生産課（課長 眞鍋 純）
 住宅局建築指導課（課長 石崎 和志）
 住宅局市街地建築課（課長 香山 幹）